

中小受託取引適正化法(旧下請法)のコンプライアンスを考える／フィリピンにおける贈収賄規制の概要及び政府機関とのやり取りに内在するリスクについて

危機管理ニュースレター

2026年2月27日号

執筆者:

[木目田 裕](#)

h.kimeda@nishimura.com

[宮本 聡](#)

s.miyamoto@nishimura.com

[澤井 雅登](#)

ma.sawai@nishimura.com

[ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ](#)

m.villarica@nishimura.com

[井浪 敏史](#)

s.inami@nishimura.com

[西田 朝輝](#)

a.nishida@nishimura.com

[藤尾 春香](#)

h.fujio@nishimura.com

目次

- I 中小受託取引適正化法(旧下請法)のコンプライアンスを考える／木目田 裕
- II フィリピンにおける贈収賄規制の概要及び政府機関とのやり取りに内在するリスクについて／井浪 敏史、ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ
- III 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて／木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、澤井 雅登、藤尾 春香

I 中小受託取引適正化法(旧下請法)のコンプライアンスを考える

執筆者: 木目田 裕

当事務所・[危機管理ニュースレター2026年1月30日号](#)では、中小受託取引適正化法(取適法、旧下請法)改正について、その要点を御紹介しました。

本稿では、その続きとして、取適法に関するコンプライアンス(以下、コンプライアンスに関するガバナンスも含みます)について論じるものです。

この点、社内規程、決裁その他の牽制・チェック、内部監査・内部通報、教育・研修、組織風土その他、コンプライアンスについて一般的・抽象的に言われていることは、取適法コンプライアンスにも当てはまりますが、抽象論や理論だけのコンプライアンスには限界があります。

本稿では、私自身が弁護士として実務上経験してきた違反事例等を踏まえて、取適法コンプライアンスをできるだけ深く根本的な原因と対策に遡って考えてみました。

1. 「実質的妥当性」や「経済合理性」、「双方合意」で考えない

下請法時代から変わらないことですが、取適法は、基本的に法令上のルールが「形式的に」適用されるもの

です¹。委託事業者(特に大企業)から見た場合の「実質的妥当性」や「経済合理性」、「双方合意」なるものは関係ないと考えておく方が無難です。他の分野と比較した場合に、もちろん程度問題ではあるのですが、この点が取適法の最大の特徴であるとともに、取適法コンプライアンスを難しくする最大の要因ではないかと思えます。

すなわち、委託事業者側から見た場合、現場では、往々にして、下請け(中小受託事業者)との取引を同等の企業間の通常の見積りと同じように捉えて、契約交渉をしたり発注・検収等を行いがちになります。そうすると、現場は、「実質的に妥当な契約内容だ」、「双方にとって経済合理性がある」、「双方が協議の上で納得して合意したものだ」といったことに安心して、そこで思考停止して、取適法のルールへの適合性を十分に確認することを怠って、取適法違反をしてしまうことになります。私は弁護士として、こうした要因が真因となった違反事例を多く見てきました。

例えば、引下げ後の新単価の遡及適用という違反類型等は、その典型例の一つです。これは 2010 年前後頃を中心に多数見られた違反事例ですが、委託事業者と中小受託事業者の双方で協議・合意して単価を引き下げた場合、中小受託事業者がその合意の後に製造して納品する製品であっても、既に従前の単価で発注済みのものであれば、委託事業者が引下げ後の新単価を適用すると、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること」(取適法 5 条 1 項 3 号)に該当して、取適法違反となります。双方が妥当だと納得して合意した単価であろうと、新単価を適用する方が経済合理性があろうと、そんなことは関係ありません。違反は違反なのです。この場合、既発注分に引下げ後の新単価を適用することについて中小受託事業者の同意があっても、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がない」以上は、やはり、委託事業者は不当な代金減額として違反となります²。「実質的妥当性」や「経済合理性」、「双方合意」は関係ないのです³。

中小受託事業者としては、弱い立場であるが故に、委託事業者から見た場合の「実質的妥当性」や「経済合理性」なるものを、文句を言うこともできないで、我慢して受け入れる(「双方合意」する)しかなかった、ということが、往々にしてあります⁴。取適法は、こうした典型的に弱い立場にある中小受託事業者を保護するためのルールなのです。だから、委託事業者側から見た場合の「実質的妥当性」、「経済合理性」、「双方合意」で判断すると間違ってしまうことがあります。しかし、委託事業者の現場の立場に立ってみると、現場は「実質的妥当性」、「経済合理性」、「双方合意」があると心底考えているため、取適法違反かもしれないという問題意識を持つこと自体が難しく、「法令を確認せよ」、「法務コンプラに相談せよ」と言っても、現実には、なかなか難しいわけです。

¹ 民法その他の取引法ないし私法的発想は当てはまらない、ということでもあります。このことは、多くの論者も指摘しています。

² 公取・中企庁令和 7 年 11 月版「中小受託取引適正化法テキスト」(以下「研修テキスト」といいます)72 頁は、「仮に委託事業者と中小受託事業者との間で代金の減額等についてあらかじめ合意があったとしても、中小受託事業者の責めに帰すべき理由なく代金の額を減ずる場合は本法違反となる」と述べています(研修テキスト 75 頁の「Q97: 単価改定を行う場合、遡及適用に関して留意すべき点は何か」も参照)。なお、同様に、事務手数料、歩引き、協賛金、リベート等、いかなる名目であれ、発注書記載の発注金額からの減額は、たとえ中小受託事業者と書面合意があっても、取適法違反になります。

³ そのほか、不当返品も「実質的妥当性」、「経済合理性」、「双方合意」で考えると、違反してしまう違反類型の一つです。中小受託事業者からの納品の際に委託事業者が受入検査を行っていないと、納品後に製品に瑕疵が見つかったとしても委託事業者は中小受託事業者はその製品を返品できません(取適法 5 条 1 項 4 号)。中小受託事業者の製品に瑕疵があったから返品したのに、委託事業者は取適法違反に問われます。なお、不当な返品と私法上の規律の相違について、内田清人「独禁法の道標 4 第 3 回 下請法と民法・商法」Business Law Journal 2018 年 8 月号 90 頁参照。

⁴ むしろ、中小受託事業者から合意を得ているために違反行為を行っているという認識のない「うっかり違反」が多いと、昔から指摘されています(多田敏明「下請法違反の予防のポイント」ジュリスト 1442 号(2012 年)39 頁)。

そこで、取適法コンプライアンスのためには、第一に、現場をして、「実質的妥当性」、「経済合理性」、「双方合意」といった視点で取適法上の規制の遵守を判断させないようにする必要があります。

その手段の一つは、システム化・マニュアル化です。他の法分野と比較して、特に取適法の場合には、発注や検収、支払等に関する業務システムやマニュアルに規制内容を落とし込んで(例えば、引下げ後の新単価の遡及適用であれば、支払システムで自動的にはじく等)、現場がルーティンとして個別検討せずとも法令への適合性を確保できるようにしておくことが重要となります。同様に、発注書や基本契約書等について「ひな形」レベルで取適法の適合性を確保しておくことが重要となります。

また、第二に、役職員の研修においては、事例として新単価の遡及適用や金型無償保管等を取り上げつつ、

- ① 取適法は対等な当事者間の契約や取引を規定するものではなく、弱い立場にある中小受託事業者を保護するものである
- ② 「実質的妥当性」、「経済合理性」、「双方合意」で取適法を考えない
- ③ 法令や運用基準⁵等を字義通り形式的に適用するのが取適法であり、公取・中企庁の法執行である
- ④ 現場は、社内規程や、発注・検収のシステム・マニュアル等で明確でない場合には、法務コンプライアンス部門(調達部門における法務コンプライアンス責任者等を含む。以下同じ)等に相談するか、法令・運用基準・研修テキスト等を確認する

といったことを周知することが大切です。もちろん、周知効果を高めるために、よくあるように、e-learning やロールプレイ、理解度テストなどを使うとよいと思います。

取適法の特質に照らし、こうした教育研修は継続して行っていくことが特に重要です。例えば、定期的な社内研修を怠ったことで、何年か経ってから同一の違反行為がまた繰り返された事例もありました(自社販売商品の購入・利用強制の事例等)。

法務コンプライアンス部門等も上記②③の点を常に念頭に置いて、社内規程やシステム・マニュアルの見直し、現場からの相談への対応、FAQ 等を通じた水平展開等を行っていく必要があります。つまり、「実質的妥当性」、「経済合理性」、「双方合意」で取適法を考えることなく、常に法令・運用基準等を参照する、ということです⁶。

特に取適法の場合には、上記で述べた通り、システム化・マニュアル化が重要なところ、法務コンプライアンス部門等が間違えると、会社全体が間違ってしまうことになってしまいます。現に、会社のマニュアルが取適法に適合していなかったことが原因となって違反が発生した事例もありました(金型無償保管の事例等)。

なお、法務コンプライアンス部門等の取適法の担当者は、最低限、研修テキストは通読しておくとうよいと思います。私ども弁護士も、法令・運用基準等だけでなく、頻繁に研修テキストを参照します。

2. 自社の事業とサプライ・チェーンを十分に把握する

次に、会社が意外にも自分たちが行っている事業を把握し切れていないことも、旧下請法時代から取適法違反の根本的な発生要因です。

⁵ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準(以下同じ)。

⁶ ただし、公取・中企庁も、事案によっては、中小受託事業者にとって合理的理由がある場合、取適法違反と捉えない、あるいは勧告等の対象にしないといった柔軟な対応をすることがありますが、取適法コンプライアンスの観点からは、こうした当局の柔軟な対応は、例外的・救済事例的なものに止まると理解しておく方が適切です。なお、この点につき、長澤哲也「弁護士から見た改正下請法運用の評価と課題」公正取引 765 号(2014 年)26 頁以下参照。

例えば、金型等の無償保管(不当な経済上の利益の提供要請)等でも、現場に限らず、会社全体として、どの中小受託事業者が自社のどの製品のどの金型等をいつからどのような条件で保管しているのか、把握・管理できていない例が多いように思います。

金型等の無償保管という問題自体は、遅くとも2010年代に入ってからには特に明確に⁷、公取のみならず、経産省・中企庁も含め、是正の必要性が指摘されてきました。製造業で法務コンプライアンスや調達にかかわる役職員の多くの方は問題意識を持っていたと思います。しかし、歴史の長い大企業になればなるほど、昔まで遡った金型の保管状況を把握し切れていないため、是正しようにも是正が進んでこなかった面があります⁸。

自社のサプライ・チェーンの問題ではないか、と言っても、そんなに簡単な問題でないことは、例えば、日本の企業は、東日本大震災で、二次、三次等といったレベルまでサプライ・チェーンを把握し切れておらず、事業の十全な再開に時間を要したこと、2000年代から欧米ではとっくに問題指摘されてきたサプライ・チェーンにおける人権侵害の防止・是正の問題について、ようやく最近になって本腰を入れて取り組み始めていること等を見れば、自ずと明らかであると思います。

やや脱線しましたが、取適法はまさにサプライ・チェーンの問題でもあり、パートナーシップ構築宣言に見られるように、サプライ・チェーン全体の共存共栄と新たな連携を目指すためにも、委託事業者は自社の事業とそのサプライ・チェーンをきちんと把握・管理するように確認し直すべきです。

3. 結語

本稿では、原因や対策を網羅的に列挙するのではなく、筆者の視点で見て根本的と思われる点に絞って記載しました。

そのほかの実務的なコンプライアンス上の着眼点については、以下の参考文献が個人的には大変勉強になりましたので、必要に応じて御参照下さい。

【参考文献】

青谷賢一郎「優先的地位濫用と下請法規制の新展開 ニトリホールディングスの取組み 現場に寄り添った「トレーニング」と「モニタリング」の実践」ビジネス法務 2020年7月号 49頁

生駒賢治「企業法務担当者から見た下請法－コンプライアンス問題を中心として」公正取引 721号(2010年)28頁

石井崇「独禁法の道標 3 第7回 下請法コンプライアンス」Business Law Journal 2017年9月号 78頁

石垣照夫「下請法制定50周年を迎えて 違反行為の傾向と法遵守のポイント」公正取引 669号(2006年)5頁

板崎一雄「下請法実務の総点検 7つの視点が欠かせない 下請法遵守マニュアル作成のポイント」ビジネス法務 2019年7月号 23頁

清水貴久「優先的地位濫用と下請法規制の新展開 フェデックスエクスプレスの取組み 大量発注でも違反を生じさせない仕組みづくりの検討」ビジネス法務 2020年7月号 47頁

鈴木満「改正下請法に基づく勧告・公表事件の分析と違反防止への対策」公正取引 697号(2008年)18頁

⁷ 例えば、金型等無償保管に関し、公取・中企庁は平成28年(2018年)に運用基準改正を行っています。

⁸ 取適法の「うっかり違反」も、現場を把握・管理できていないことが根本的な原因となって生じることが多いと思います。例えば、現場で取引方法等が変更され、それに伴って、発注・検収のシステム・マニュアル等が変更された結果、それまで取適法に適合していたものが適合しないことになって違反になったというケースなども往々にして発生しがちです。

大東泰雄「下請法コンプライアンスに向けた企業の対応」公正取引 858 号(2022 年)23 頁
多田敏明「下請法違反の予防のポイント」ジュリスト 1442 号(2012 年)38 頁
長澤哲也「弁護士から見た改正下請法運用の評価と課題」公正取引 765 号(2014 年)24 頁
長澤哲也「下請法をめぐる最近の動向とコンプライアンス上の留意点」監査役 709 号(2020 年)4 頁
峯澤幸久「下請法遵守に向けた取組みについて」NBL865 号(2007 年)32 頁
三好慎一「松下電器産業の下請法順守の取り組み」公正取引 689 号(2008 年)20 頁
村田恭介「下請法実務の総点検 時間をかけた慣行の是正を 社内監査の方法と実施のための体制整備」ビジネス法務 2019 年 7 月号 30 頁

以上

II フィリピンにおける贈収賄規制の概要及び政府機関とのやり取りに内在するリスクについて

執筆者: 井浪 敏史、ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ

1. はじめに

フィリピンは東南アジアで最大級の経済規模を有する国の 1 つであり、その大きな国内市場、若い労働力及び外国人投資家との強いつながりにより、日本及びその他フィリピン外の多国籍企業にとって重要な市場となっています。

しかし、贈収賄及び汚職のリスクは依然として重大な懸念材料として存在します。Transparency International が毎年公表している Corruption Perceptions Index(腐敗認識指数)の 2025 年版において、フィリピンは 182 か国中 120 位に位置付けられており、2024 年版の 114 位から順位を落としています。

以下では、フィリピンにおける贈収賄規制の概要、及び政府機関における最近の制度改革の例に象徴されるような政府機関との関わりに内在するリスクについてご紹介します。

2. フィリピンにおける贈収賄規制の枠組み

フィリピンにおいて贈収賄は複数の法律に基づき処罰され、包括的な贈収賄規制法は存在しません。一般に、以下の贈収賄防止法のいずれかで処罰対象となり得ます。

- Revised Penal Code(以下「RPC」といいます。): 法律第 3815 号
- Anti-Graft and Corrupt Practices Act(以下「AGCPA」といいます。): 共和国法第 3019 号(改正版)
- Act Punishing the Receiving and Giving of Gifts for Public Officers and Employees(以下「PD 46」といいます。): 大統領令第 46 号
- Code of Conduct and Ethical Standards for Public Officials and Employees(以下「RA 6713」といいます。): 共和国法第 6713 号(改正版)

しかし、フィリピン法では、商業贈収賄すなわち民間部門における贈収賄や外国公務員に係る贈収賄に対

して直接罰則は科されず、贈収賄の禁止はフィリピンの公務員への贈収賄にのみ適用されます。

公務員

各贈収賄規制法における公務員の定義は異なりますが、いずれも役職又は階級に関係なく、フィリピン政府の公務を遂行するあらゆる個人を対象としています。

- RPC に基づく「公務員」とは、法律の直接の規定、普通選挙又は権限を有する当局による任命に基づき、フィリピン諸島の政府における公的職務の遂行に参加する者又は当該政府若しくはそのいずれかの部門で職員として(代理人であるか下級官僚であるかを問わず、いかなる階級又は職種を含む)公務を遂行する者を指す。
- AGCPA に基づく「公務員」とは、選出及び任命された公務員及び職員(常勤・臨時職であるか、階級職・非階級職・免除職であるかを問わない)を含み、少額であっても政府から報酬を受ける者を指す。
- RA 6713 に基づく「公務員」とは、AGCPA に基づく前記の定義を含むが、キャリア官僚又はノンキャリア官僚であるかを問わず、軍人及び警察官(報酬の有無及びその金額を問わない)を含む。
- 「政府」とは、中央政府、地方自治体、government-owned and government-controlled corporations(政府所有及び政府管理下の企業)(以下「GOCC」といいます。)及びフィリピン共和国のその他の全ての子会社、下部機関又は機関並びにその支店を含む(AGCPA、RA 6713)。例えば、フィリピンの GOCC には、Philippine Amusement and Gaming Corporation、Philippine National Railways、Tourism Infrastructure & Enterprise Zone Authority、Philippine Health Insurance Corporation が含まれる。

禁止行為及び罰則

a. RPC

RPC では、直接贈収賄及び間接贈収賄に罰則が科されます。直接贈収賄とは、公務員が合法又は違法な行為を、贈答品、約束又は対価と引換えに行う(又は行うことを控える)ことを指し、これには犯罪行為、公務違反、さらには合法的な職務行為も含まれます。間接贈収賄とは、公職者がその職位を理由に利益を収受することを指します。これらの規定の下では、贈答品の見返りとして行為を行うことに同意すること又は供与者が特定の見返りを求めなくても、その地位を理由に公務員に贈答品を供与することは違法となります。

賄賂を収受した公務員には2年から12年の禁錮刑が科されます(場合によっては終身刑が科される場合もあります)。贈収賄の性質及び贈答品の価値に応じて罰金が科され、公務員の場合は公職就任資格が剥奪されます。賄賂を供与した民間の個人には、公務員に対する腐敗の罪が成立し、上記と同じ罰則(資格剥奪を除く)が科されます。

b. AGCPA

AGCPAには、禁止される、公務員による汚職行為の一覧が記載されています。AGCPAでは、(i)公務員が法に基づき職務上関与しなければならない、政府及びその他の当事者との間の契約又は取引に関連して、又は(ii)公務員が受けた支援又は今後受ける支援の対価として、政府の許可又はライセンスを確保・取得させた、又は今後確保・取得させる者からの利益を(直接又は間接に、自身又は他者のため)要求又は收受した公務員に対して罰則が科されます。また、AGCPAでは、公務員との間で継続中の公的案件を有する民間企業において、継続期間中又はその終了後1年以内に、公務員自身が雇用を受けること又はその家族のいずれかの者に雇用を受けさせることに対しても罰則が科されます。

民間の個人もAGCPAによる禁止の対象となり得ます。公務員と家族関係又は親密な個人的関係にある者は、当該公務員が関与すべき政府との間における事業、取引、申請、要請又は契約を有するその他の者から、贈与、贈答品又は物的若しくは金銭的利益を直接又は間接に要求又は收受することにより、当該家族関係又は親密な個人的関係を利用、活用又は悪用することは禁止されています。家族関係には、配偶者又は民法上三親等以内の血族若しくは姻族が含まれます。「親密な個人的関係」には、親密な個人的友情、社会的並びに友好的な関係及び専門職としての雇用(当該公務員との親密性を生じさせ、自由な接触を可能にする関係)が含まれます。

AGCPAに違反した場合、6年から15年の禁錮刑(賄賂を供与した者及び收受した者の両方に適用される。)、公職就任資格の剥奪、禁止されている利益、適法な収入に不相応な説明のつかない財産の押収/没収及び政府とのあらゆる形態の取引の禁止が科されます。罰則は、賄賂を收受した公務員と賄賂を供与した民間の個人の両者に適用されます。

c. PD 46

PD 46では、特定の政府取引又は公的行為に関与していない場合でも、公務員の地位を理由に公務員が贈答品、記念品又は接待を受けること、及び民間の個人がこれらを供与することが厳しく禁止されています。

PD 46に違反した場合、1年から5年の禁錮刑、行政処分及び公職就任資格の永久剥奪(公務員の場合)が科されます。罰則は、賄賂を收受した公務員と賄賂を供与した民間の個人の両者に適用されます。

d. RA 6713

RA 6713は、主に公務員及び職員の倫理基準の確立及び誠実性の促進を目的とした行政法であり、公務員のみ制裁の対象となります。同法では、公務員が公式の取引を行う個人又は団体から、直接又は間接に贈答品、心付け、優遇、接待、貸付又は金銭的価値を有するものを求める又は受け入れることが明確に禁止されています。違反は一般的に刑事訴追ではなく、戒告、停職又は解任などの行政手続で処分されますが、重大な違反には刑事制裁が科される場合もあります。

RA 6713 に違反した場合、最長 5 年の禁錮刑及び/又は最大 5,000 ペソの罰金及び裁判所の裁量による公職就任資格の剥奪が科されます。その重大性に応じ、適正手続を経た後、違反者は最大 1 年の停職、退職又は 6 か月分の給与を超えない罰金などの行政処分を受ける場合もあります。他の法律 (RPC、AGCPA 及び PD 46 など)により重い罰則 (AGCPA 又は PD 46 など)が科された場合、処罰は当該法令に基づいて進められ、該当する法に基づく罰則が適用されます。しかし、個人は当該法律の下で罰せられることはなく、代わりに前記の他の贈収賄規制法に基づく責任を問われる場合があります。

有責となる金額基準が設けられていないこと

フィリピンにおける贈収賄規制法令は、いずれも、個人が公務員に贈答品又は接待を供与することが認められる具体的な金額基準を定めていません。特に、RPC 及び PD 46 は、犯罪行為に当たる金額基準や例外を定めていません。

ただし、単なる通常の記念品として、一般的な感謝や友情のしるしとして贈られる、少額又は軽微な価値の贈答品は、AGCPA 第 14 条により認められています。このことから、公務員に限定的な贈答品を提供することは認められています。しかし、AGCPA は「少額又は軽微な価値」又は「一般的な感謝のしるし」に該当する金額基準を定義していません。したがって、許容される贈答品の価値は場合によって異なります。

RA 6713 の下では、以下の贈答品の收受は禁止されていません⁹。

1. 公務員又は職員からの便宜を期待せず、その見返りとして供与されるものではない、又は取引完了・サービス提供後に供与される少額の又は軽微な価値の自発的な贈答品は、許容される場合があります。何が少額の贈答品と認められるかは、公務員の給与、供与の頻度、利益享受への期待その他の要素によって異なります。
2. 家族の祝賀行事における家族又は親族からの贈答品であり、金銭的な利益が期待されないもの。
3. 公務員又は職員が関係する部門、事務所又は機関と定期的な、継続中の又は予定されている取引がなく、金銭的利益を期待しない者からの少額の寄付。
4. 国内又は海外を問わず、人道的かつ利他的目的及び任務を有する民間団体からの寄付。
5. 政府から政府機関への寄付。

ある裁判例の事案では、クリスマスパーティーの食料購入のために 12 人の従業員(公務員/職員)が受領した 1,500 ペソ(約 USD30)の一方的な現金の供与は、少額のもののみなされ、フィリピンの贈収賄規則に基づく「贈答品」の定義に当たらないと判断されました(Mabini v. Raga, A.M 第 P-06-2150 号(2006 年 6 月 21 日))。

しかし、当該事案のように、利益の供与が賄賂と見なされるかどうかは、個々のケースの文脈又は状況によって完全に異なります。

⁹ 一部の政府機関は贈答品の贈与に関する独自のガイドラインを定めています(例えば、Bureau of Corrections、Office of the Ombudsman、Land Transportation Office、Bureau of Internal Revenue 等)。ただし、これらのガイドラインは贈答品の供与者及び收受者が共に政府機関の職員である場合に限りです。

企業の責任及び予防措置

フィリピンでは、企業は刑事責任の対象となりません。したがって、個人のみが適用対象とされる前記の贈収賄規制法令について企業が責任を問われることはありません。ただし、Revised Corporation Code of the Philippines(以下「RCC」といいます。)は、(i)関連法令で定義される横領や汚職行為を隠蔽するために企業を利用すること、及び(ii)企業が、企業の利益のために横領や汚職行為を行う仲介者を任命することを禁止しています。RCCに基づくこれらの禁止事項に違反した企業は、それぞれ 100,000 ペソから 5,000,000 ペソ又は 100,000 ペソから 1,000,000 ペソの罰金を科される場合があります。

企業の取締役、理事、役員若しくは従業員による横領や汚職行為について、取締役、理事又は役員が、処罰の実施、適切な政府機関に対する報告・提出を怠った場合、又はこれらを容認・許容した場合、RCC に基づき、500,000 ペソから 1,000,000 ペソの罰金が科される可能性があります。

フィリピンで事業を行う企業において、企業・取締役に上記のような責任が生じることを避けるためには、贈収賄防止コンプライアンスについての強固なシステム等、予防措置を構築することが重要です。

3. 政府機関とのやり取りに内在するリスク

フィリピンで事業を行うに当たり、企業や個人は政府とのやり取りを行う際、法令遵守上のリスクに直面する場合があります。

例えば、Philippine Bureau of Internal Revenue(以下「BIR」といいます。)による税務監査では、BIR が納税者の帳簿・記録を正式に調査して税務コンプライアンスについて確認しますが、実務上、重大な財務リスク及びコンプライアンス上のリスクを伴うことが多くあります。BIR の職員が裁量的権限を有すること、追徴課税に基づく潜在的な多額な財務上のリスクがあること、権力の不均衡が内在的に存在することに起因して、監査プロセスは賄賂やハラスメント、汚職の影響を受けやすい状況にあります。

このような懸念は、2025 年後半のおとり捜査の事案で顕在化しました。同事案では、2 人の BIR 職員が、企業の税評価額を大幅に減額する見返りに賄賂を要求したとして逮捕され、これにより広範な制度改革が促進されました¹⁰。BIR は、手続の脆弱性を見直すために監査を一時停止し、2026 年 1 月、Letter Of Authority の納税者による確認、監査対象の自動選定、単一例監査フレームワーク、監査権限の統合、監査人の裁量の制限及び「監査人の監査」プログラム等を含む、統制の強化、透明性の向上及び説明責任の確保を図る新たな監査規則を導入しました¹¹。これらの改革は、新たな監査ルールへの違反に対して行政、民事及び刑事上の責任を課す場合があり、不正行為の公的な報告を促進するものですが、その有効性については上

¹⁰ BIR は 2025 年 12 月 11 日に、直接贈収賄及び LOA 不正使用の疑いで 2 人の従業員に対して行政事件を提起。詳細は下記 URL にて参照可能。<https://www.gmanetwork.com/news/topstories/nation/969247/bir-files-admin-case-vs-2-employees-over-alleged-direct-bribery-loa-misuse/story/>(最終アクセス日:2026 年 2 月 27 日)

¹¹ 2025 年 10 月 1 日に、BIR 職員が直接贈収賄及び汚職で逮捕された。詳細は下記 URL にて参照可能。https://nbi.gov.ph/press_releases/2025/10012025/8953/(最終アクセス日:2026 年 2 月 27 日)

院による査定対象となっており、上院による調査が継続しています。

BIR における監査の一時停止、及び制度改革のイニシアチブに関する最近の動向が示すとおり、フィリピンの政府機関が広範な裁量を行使する一定の状況では、政府機関とのやり取りにおいて贈収賄・汚職のリスクが生じる可能性があります。

4. 終わりに

贈収賄及び汚職はフィリピンの法律で厳格に規制されており、汚職行為に関与した者は厳しい刑事、行政及び民事上の責任の対象とされています。それにもかかわらず、フィリピンの Corruption Perceptions Index(腐敗認識指数)の順位低下及び BIR に関する最近の制度改革の例に見られるとおり、フィリピンにおける構造上及び実務上の課題は依然として存在します。

政府機関とのやり取りに内在するリスクの管理は容易ではありませんが、フィリピンで事業を行う企業においては、そのようなリスクの存在を認識した上で、適切な対応及び法令遵守を可能にするため、実効的なコンプライアンス体制を構築することが重要です。

以上

Ⅲ 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者：木目田 裕、宮本 聡、西田 朝輝、澤井 雅登、藤尾 春香

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。

なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2026年1月23日】

経済産業省、「経済安全保障経営ガイドライン(第1版)」を公表

<https://www.meti.go.jp/press/2025/01/20260123004/20260123004.html>

経済産業省は、2026年1月23日、「経済安全保障経営ガイドライン(第1版)」を公表しました。本ガイドラインは、企業が経済安全保障対応を進めていく中で、短期的な利潤最大化だけに捉われず、経済安全保障上のリスクに起因する損失を中長期的に抑え、企業価値の維持・向上も見据えた経営戦略を考える上での推奨事項として活用することを念頭に置いて作成されたものです。

本ガイドラインは、経営者等自らがリーダーシップを発揮して、自社のリスクに応じた対策の推進を主導するために、①自社ビジネスを正確に把握し、リスクシナリオを策定すること、②経済安全保障への対応を単なるコストではなく、投資と捉えること、③マルチステークホルダーとの対話を欠かさないこと、の3つの原則を認識し、主体的に対策を進めることが重要であると述べています。

また、本ガイドラインには、「自律性確保の取組」¹²、「不可欠性確保の取組」¹³、「経済安全保障対応におけるガバナンス強化」というテーマについて、これらの取組の重要性が高まっている理由、これらの取組を行うために経営者等が認識すべき具体的な推奨事項が列挙され、末尾にはこれらの点をまとめたチェックリストが添付されており、参考となります。

【2026年1月30日】

消費者庁、「景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要」を公表

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/024740/>

2026年1月30日、消費者庁は、2025年12月31日までの国及び都道府県等の景品表示法に基づく法的措置件数の推移及び措置事件の概要を公表しました。

2025年の国による法的措置件数は、措置命令10件(前年26件)、確約計画の認定7件(前年1件)、課徴金納付命令4件(前年7件)、都道府県等による法的措置件数は0件(前年4件)でした。

本概要には、2025年1月から2025年12月までに国又は都道府県等において法的措置を採った事件の事案概要をまとめた一覧表が付されており、参考となります。

【2026年2月9日】

法務省、「『侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会』取りまとめ報告書」を公表

<https://www.moj.go.jp/content/001456404.pdf>

法務省は、2026年2月9日、「侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会」(以下「本検討会」といいます。)取りまとめ報告書を公表しました。本検討会は、2022年7月に改正法が施行された侮辱罪について、改正後の規定の施行状況を検証するとともに、更なる刑事上の措置の要否等について議論を行うことを目的として開催されたものです。

本報告書では、主に以下の検討事項についての議論結果が取りまとめられています。

- ① 「侮辱罪の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができるか」
- ② 「表現の自由その他の自由に対する不当な制約となっていないかどうか」
- ③ 「インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること」
- ④ 「損害賠償命令制度の対象事件を拡大すること」など

本報告書では、インターネット上の誹謗中傷をめぐる現状は依然として憂慮すべき状況にあり、引き続き運用状況を注視していく必要があるとされた一方、更なる刑事上の措置については、事例や学説上の議論の集積、政府が現在行っている施策の効果を待つ必要があるなどの理由から、現時点において、直ちに追加的な措置を講じるべきであるとの結論には至らなかったとされています。

¹² サプライチェーン強靱化等により、特定の国や特定の企業に過度に依存することなく、いかなる状況下でも顧客企業や消費者等に対して製品やサービスを安定的に供給できる体制を構築することを意味するとされています。

¹³ 絶え間なくイノベーションを創出するとともに、自社の重要な資産をリスクから守ることで、自社の製品や技術、サービス等が、取引先を含む国際社会にとって不可欠な存在となることを意味するとされています。

【2026年2月10日】

金融庁、「暗号資産交換業等におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針(案)」を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260210-2/20260210-2.html>

金融庁は、2026年2月10日、「暗号資産交換業等におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針(案)」を公表しました。本取組方針案については、本年3月11日までパブリックコメント(意見募集)が実施されています。

本取組方針案に記載された金融庁の取組の概要は以下のとおりです。

- ① 各暗号資産交換業者によるサイバーセキュリティ対策の取組(自助)の着実な実施を促すための取組
 - ・ 各事業者のサイバーセキュリティ態勢について、重点的にモニタリングを行い、業界横断的に実態把握と分析を実施する。
 - ・ 暗号資産交換業者向け事務ガイドライン¹⁴で求めるサイバーセキュリティ水準の引上げを検討する。
- ② 暗号資産交換業界全体の取組(共助)を促すための取組
 - ・ 自主規制機関に対して、サイバーセキュリティに関する自主規制の整備・会員への監査能力向上を図るべく、体制整備を慫慂する。
 - ・ 暗号資産交換業者による情報共有機関(JPCrypto-ISACなど)への積極的な参加を通じた業界全体としての情報共有機能の強化を慫慂する。
- ③ 必要な後押し(公助)の取組
 - ・ 国内外の暗号資産交換業者等への過去のサイバー攻撃事例の分析調査を実施する。
 - ・ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall)における暗号資産交換業者向けのシナリオを継続的に改善する。
 - ・ 脅威ベースのペネトレーションテスト(TLPT)を暗号資産交換業者のうち数組織に対して実施し、その有用性を実証する。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

¹⁴ 「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)」の「16.暗号資産交換業者関係」を指します。